

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会

第9次活動指針

5年間の重点取組

令和8年度－令和12年度

共に生き共につくる
福祉社会を目指して

目次

第1章 策定の基本的考え方	1
1 策定の趣旨	1
2 活動指針の方向性と位置づけ	4
3 活動指針の期間	5
4 活動指針の見直し	5
5 活動基盤の充実・強化	5
6 活動指針に掲げる取組の進捗管理・評価	5
第2章 重点取組	7
重点取組1 共に生きる力を育む福祉教育の推進	7
重点取組2 包括的な支援体制の充実に向けた取組の推進	9
重点取組3 権利擁護の推進	12
重点取組4 福祉人材の確保・育成・定着に向けた取組の推進	15
第3章 策定の経過	18
1 活動指針策定検討会議の開催	18
2 総合企画部会の協議・検討	18
3 理事会の審議・承認並びに評議員会への報告	18
参考資料 第8次活動指針（R3年度～R7年度）の実施状況報告	19
活動指針1 地域共生社会実現に向けた基盤構築の推進	19
活動指針2 自立生活を支えるための包括的な総合相談・生活支援体制づくりの推進	21
活動指針3 地域における権利擁護体制の推進	23
活動指針4 福祉職の魅力についての啓発活動の推進	26
「第8次活動指針」取組項目別評価一覧表	29

第1章 策定の基本的考え方

1 策定の趣旨

本会は、第1次計画の平成8年度以来、共に生き共につくる福祉社会を目指すことを基本理念とし、5つの基本方針を明確に掲げて様々な事業をこれまで展開してきました。

第8次活動指針の終了に伴い、新たな社会情勢の変化等を踏まえて、総合企画部会で協議・検討した後、理事会並びに評議員会の審議・承認を経て、第9次活動指針（令和8年度－令和12年度）を策定しました。

新たな活動指針は、これまでの基本理念、基本方針、推進目標からなる事業体系を踏まえつつ、今後5カ年で特に注視すべき新たな課題等に対し、重点的・優先的に進めていくことが重要と考える取り組みを「重点取組」として位置づけます。

(1) 計画の変遷

No,	名称	期間(年度)/年数
第1次	新潟県社会福祉協議会 社会福祉活動計画	H 8-H12 / 5カ年
第2次	新潟県社会福祉協議会 社会福祉活動計画	H13-H15 / 3カ年
第3次	新潟県社会福祉協議会 社会福祉活動推進計画	H16-H18 / 3カ年
第4次	新潟県社会福祉協議会 社会福祉活動推進計画	H19-H21 / 3カ年
第5次	新潟県社会福祉協議会 活動指針	H22-H26 / 5カ年
第6次	新潟県社会福祉協議会 活動指針	H27-H29 / 3カ年
第7次	新潟県社会福祉協議会 活動指針	H30-R 2 / 3カ年
第8次	新潟県社会福祉協議会 活動指針	R 3-R 7 / 5カ年

(2) 事業推進の基本構想

基本理念

共に生き共につくる福祉社会を目指して

誰もが地域住民の一員として、あらゆる活動に参加し、福祉サービスを必要とする人たちが自らの意思に基づきその人らしい人間的に豊かな自立した生活を安心して送ることができるよう、地域住民をはじめボランティア、福祉サービス事業者と社会福祉関係者等が相互に協力して支援する地域福祉の推進を目指します。

基本方針

基本理念を実現するため、5つの基本方針を掲げます。

- I みんなで育む福祉のまちづくり
- II 一人ひとりの自立生活づくり
- III 一人ひとりの尊厳がまもられる地域づくり
- IV 福祉を支える人づくり
- V 法人運営機能の強化に向けた組織づくり

「基本理念を実現するための基本方針」

基本方針Ⅰ みんなで育む福祉のまちづくり

県民の福祉の心の醸成を図りながら、住民の参加による地域福祉活動を進めるとともに、多様なニーズに対応するため、行政やNPO等の多様な関係機関との連携を強化し、すべての人々が地域で自分らしく、支え合いながら暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

基本方針Ⅱ 一人ひとりの自立生活づくり

少子高齢化、人口減少等による地域社会の変容に伴い、8050問題や介護と育児のダブルケアなど、地域住民が生活していくうえで抱える課題の複雑化・複合化が進む中、高齢者や障害者、子ども等といった対象者の属性にかかわらず、就労や生きがい、社会活動への参加を通じて自分らしく健康で自立した生活が営めるよう、地域の実情に応じて多様な主体が互いに連携しながら課題解決していく包括的支援体制の整備等を推進します。

基本方針Ⅲ 一人ひとりの尊厳がまもられる地域づくり

判断能力が不十分な人のほか頼れる身寄りがいない人も含め、誰もが権利を侵害されることなく個人の尊厳と意思が尊重され、自分らしい生活を継続することができるよう、権利擁護に関する事業や制度の普及啓発を図るとともに、地域における福祉、行政、専門職、地域住民などの多様な主体との包括的な連携、圏域などの複数市町村単位や都道府県単位のしくみを重ね合わせた多層的な連携による権利擁護支援体制の充実を図ります。

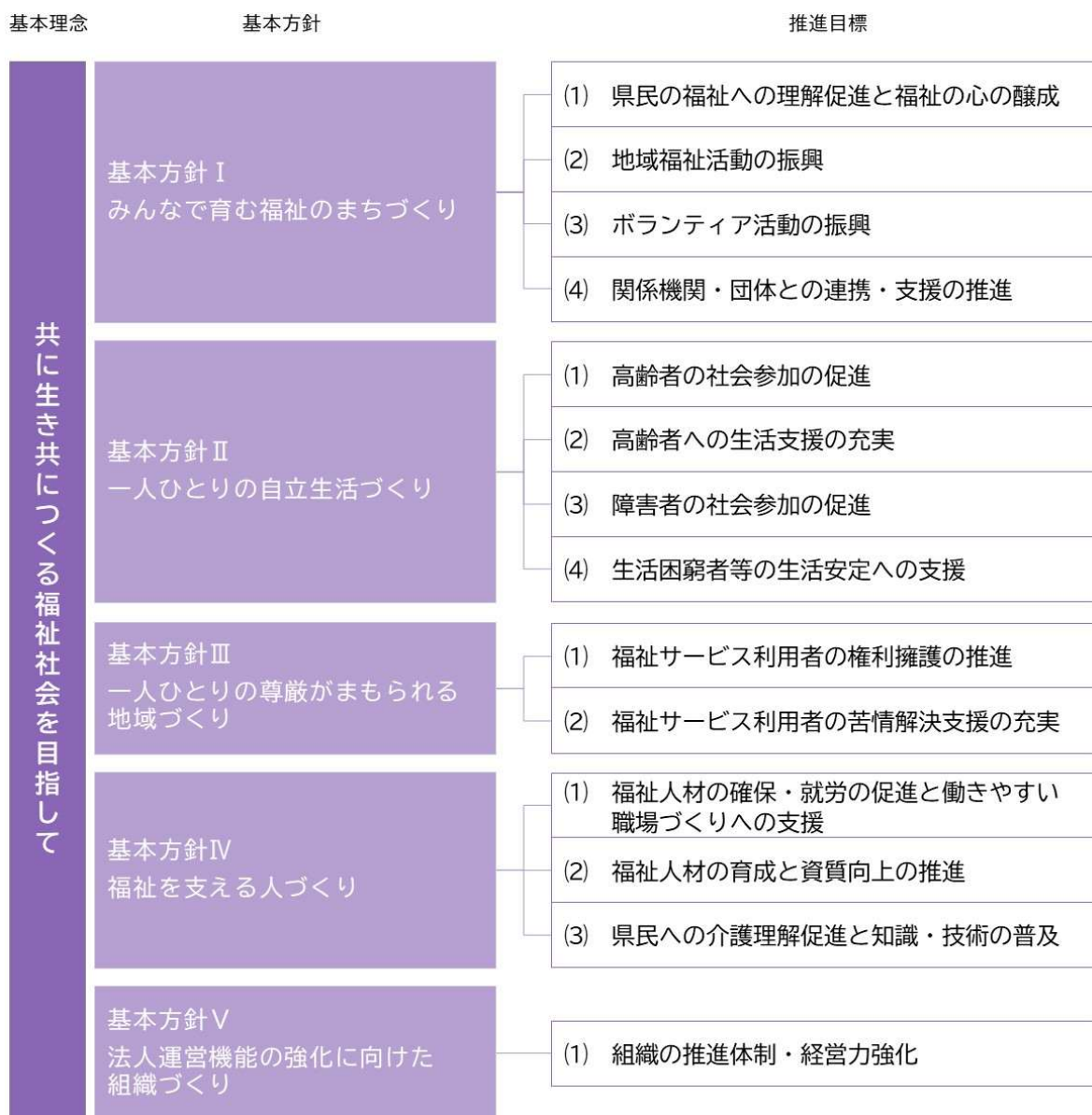
基本方針Ⅳ 福祉を支える人づくり

少子高齢化、人口減少の進行に伴う社会構造の変容等による福祉分野の人材不足や多様化・複雑化する住民ニーズに対し、地域の実情に応じて安定的かつ継続的に質の高い福祉サービスを提供できるよう、福祉事業所、ハローワーク、行政、教育などの多様な関係機関との連携を図り、福祉人材の安定的確保、育成及び定着を推進します。

基本方針Ⅴ 法人運営機能の強化に向けた組織づくり

市町村社協、社会福祉施設、企業、関係団体等の多様な分野からの参画のもと、本会の活動を効果的・安定的に展開できるよう、地域福祉を取り巻く様々な課題に対応できる職員の資質向上や安定財源の充実などにより、活動基盤の強化を図ります。

基本理念実現に向けた事業体系



※この事業体系に基づき、単年度の事業計画を毎年度策定するとともに、予算を編成します。

2 活動指針の方向性と位置づけ

本指針では、「基本理念実現に向けた事業体系」に基づき、国、県の施策の方針や本会の活動における現状と課題等を踏まえて、令和8年度からの5カ年で重点的・優先的に進めていくことが重要と考える以下の4つの取り組みを新たな柱として掲げます。

「重点取組の4つの柱」

括弧内は重点取組の対象とする事業体系項目を指す。
「基」：基本方針／「推」：推進目標

重点取組1 共に生きる力を育む福祉教育の推進 [基Ⅰ-推(1)]

地域共生社会の実現のためには、地域住民が地域の生活課題を自らのこととして捉える意識の醸成が重要であるため、地域住民一人ひとりが福祉への理解を深め、共に生きる力を育む「福祉教育¹」に関する取り組みの推進を図ります。

<目標>

- (1) 幅広い関係機関・団体を巻き込んだ全県的福祉教育の推進
- (2) 福祉教育的視点をもった本会事業の推進

重点取組2 包括的な支援体制の充実にに向けた取組の推進 [基Ⅰ-推(2)・基Ⅱ-推(1)(4)]

対象者の属性にかかわらず、誰一人取り残されることなく地域住民が安心して暮らしていくことができるよう、多機関連携・協働による包括的な支援体制の充実にに向けた取り組みの推進を図ります。

<目標>

- (1) 生活課題解決に向けた多機関連携・協働による地域づくりの支援
- (2) 相談支援体制の充実・強化

重点取組3 権利擁護の推進 [基Ⅲ-推(1)]

判断能力が不十分な方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、日常生活自立支援事業、成年後見制度といった権利擁護に関する事業や制度の普及啓発のほか、利用しやすい環境づくりを促進するなど、権利擁護支援に関する取り組みの推進を図ります。

<目標>

- (1) 日常生活自立支援事業の普及促進
- (2) 成年後見制度の普及促進

重点取組4 福祉人材の確保・育成・定着に向けた取組の推進 [基Ⅳ-推(1)(2)]

誰もが住み慣れた地域に必要な福祉サービスを継続して受けられるよう、関係機関との連携を強化し、福祉人材の確保、育成及び定着に向けた取り組みの推進を図ります。

¹ 子どもたちの健全な育成を進めるとともに、地域住民の学びを通じて地域福祉の推進を図る、地域に暮らす全世代を対象とした取り組みです。(全社協、「福祉教育とは」.全社協地域福祉・ボランティアネットワーク.https://zcwvc.net/welfare_education/education.html)

<目標>

- (1) 福祉人材の確保・就労の促進と働きやすい職場づくりへの支援
- (2) 福祉人材の育成と資質向上の推進

3 活動指針の期間

本指針の期間は、令和8年度から令和12年度までの5カ年とします。

4 活動指針の見直し

本指針は、社会福祉をめぐる情勢の変化などを踏まえて、必要に応じて見直しを行います。

5 活動基盤の充実・強化

本指針「重点取組の4つの柱」の効果的推進に向けて、次の5項目の活動基盤の充実・強化を図ります。

(1) 機動性・柔軟性を高めた事業展開

会員等から寄せられる意見・要望に耳を傾け、本会の様々な取り組みに反映させるなど、機動性・柔軟性を高めた事業展開に努めます。

(2) 職員の資質向上及び組織力の向上

研修委員会において、各役職等に応じて求められる役割・スキル等を明確化した職員研修体系に基づく研修を実施するなど、各職員が十分に力を発揮できる環境づくりに努めます。

(3) 本会活動の周知及び理解促進

① 多様な広報媒体を活用した情報発信の強化

WEBサイト、機関紙、SNSなどの様々な広報媒体を活用し、ターゲットの属性やニーズに合わせるなど、多角的で効果的な情報発信に努めます。

② パブリシティの強化

県民、企業、地域、行政、本会会員など、より多くの人に本会の認知獲得や活動に対する理解、関心、信頼度を高めるため、テレビ局、新聞社、雑誌社などマスメディアの積極的活用にも努めます。

(4) 政策提言・要望等の活動

福祉分野の諸課題を解決するため、県内の福祉関係団体と連携・協働し、行政等に対して政策並びに予算の提言・要望等を行います。

(5) 自主財源の充実・確保

① プロジェクトチームの設置

経営基盤強化の一助となり得る新たな自主財源の確保を図るため、職員で構成するプロジェクトチームを新たに組織し、企画の実行に向けて活動します。

② 広告掲載枠の提供

機関誌、封筒、バナー等の広告を活用した自主財源の充実・確保を図るため、新たに本会の活動に賛同していただける企業・団体等の獲得に努めます。

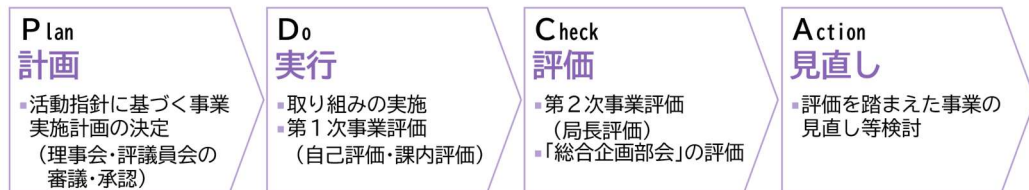
6 活動指針に掲げる取組の進捗管理・評価

本指針を着実に推進するため、社会福祉関係分野の学識者、県域福祉団体等の福祉関係者から構成する「総合企画部会」において、評価・点検等を行い、翌年度以降の取り組みに反映させていきます。

総合企画部会の役割

- 1 取り組みの進捗状況を確認・評価
- 2 取り組みの方向性や課題の改善等に関する協議・検討
- 3 社会福祉をめぐる情勢の変化など必要に応じた計画の見直しに関する協議・検討

活動指針実行プロセス



第2章

重点取組

重点取組1 共に生きる力を育む福祉教育の推進

1 現状と課題

社協が展開する住民ニーズに根差した事業は、住民一人ひとりの生活を支える仕組みであると同時に、地域生活課題への気づきと共感に基づいた課題解決のための実践でもあり、それらの根底には福祉教育の共に生きる力を育むという考えが共通しています。全社協発行の「福祉教育実践ガイド²」では「地域福祉は福祉教育ではじまり、福祉教育でおわる」と言われており、社協事業の土台には福祉教育があり、地域福祉の推進には福祉教育の考え方が欠かせません。

また、福祉教育は地域の活動の中で取り組まれているものの、内容や方法、回数などその進め方に大きな差異が生じています。福祉教育の効果として、地域生活課題を自分事として捉え行動につなげることが期待されていますが、その進め方によっては表面的な理解にとどまったり、福祉の本質をとらえきれず高齢者や障害者を単に「かわいそうな人」などと誤った理解を招く危険性もあります。こうした状況に陥らないよう、福祉教育の適切な推進のために、社協のみならず関係機関と協働・連携が必要であるとともに、福祉教育の推進を担う人材育成が大きな課題となっています。

2 目標（再掲）

- (1) 幅広い関係機関・団体を巻き込んだ全県的福祉教育の推進
- (2) 福祉教育的視点をもった本会事業の推進

3 目標達成に向けて重点的に取り組む項目

- (1) 幅広い関係機関・団体を巻き込んだ全県的福祉教育の推進

幅広い関係機関・団体を巻き込んだ全県的福祉教育の推進を図るため、福祉教育推進指針を策定するほか、プラットフォームの拡充や福祉教育推進を担う人材の育成に取り組みます。

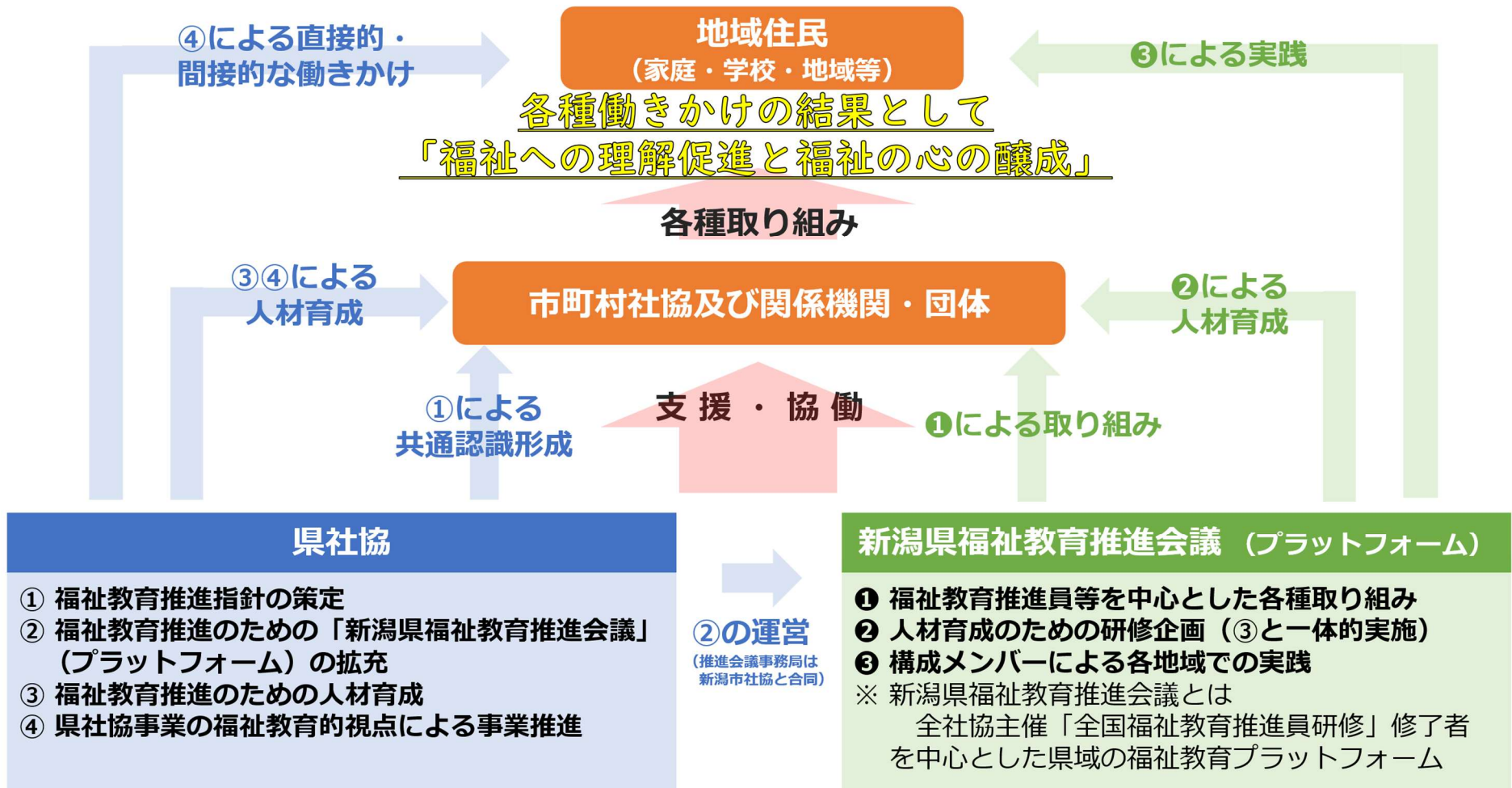
- ① 県域において関係機関や団体が連携し、共通した認識をもって福祉教育を推進するための指針を策定し周知します。
- ② 幅広い関係者との協働・連携のあり方や、県内の福祉教育推進に寄与する取り組みの企画や検討を行うため、本会及び新潟市社協が運営する新潟県福祉教育推進会議の機能を拡充し運営します。
- ③ 地域住民の福祉への関心や理解を深め、主体的な学びや活動を促すため、セミナー等を実施し、市町村社協や関係機関・団体を対象とする福祉教育推進を担う人材の育成に取り組みます。

- (2) 福祉教育的視点をもった本会事業の推進

本会の事業がより福祉教育的視点をもって実施できるよう、法人内研修を実施します。

² 「福祉教育実践ガイド『地域福祉は福祉教育ではじまり福祉教育でおわる』」（全社協/全国ボランティア・市民活動振興センター、平成24年3月）

参考1 共に生きる力を育む福祉教育の推進 [概要イメージ]



重点取組 2 包括的な支援体制の充実に向けた取組の推進

1 現状と課題

急速な人口減少と単身世帯の増加等により地域社会が大きく変容し、交通・買い物弱者の増加など生活基盤の脆弱化がより深刻となっています。加えて、地域における関係性の希薄化により社会的孤立状態の方が増加するなど、一人ひとりの生活状況に応じた見守りや支え合いの仕組みづくりとその担い手の確保・育成が課題となっています。

また、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等といった対象者の属性にかかわらず、個人や世帯が抱える複雑化、複合化した支援ニーズに対して、社協をはじめとする関係機関が連携・協働により生活支援を進めるとともに、生活福祉資金貸付事業をはじめとする各種支援制度を的確に運用するため、市町村における相談支援体制の整備や相談支援の担い手の育成が求められています。

2 目標（再掲）

- (1) 生活課題解決に向けた多機関連携・協働による地域づくりの支援
- (2) 相談支援体制の充実・強化

3 目標達成に向けて重点的に取り組む項目

- (1) 生活課題解決に向けた多機関連携・協働による地域づくりの支援

福祉分野に限らず、地域の保健、医療、教育、司法、企業等の多様な機関・関係者との連携・協働を進めるための体制整備を図るとともに、地域の支え合いの体制を整備するための場づくりや地域の支え合い等に係る担い手の確保等に取り組みます。

- ① 生活課題別（孤独孤立、生活困窮、居場所づくり等）のシンポジウム、セミナー、ワークショップを実施します。
- ② 多機関との連携協働のあり方等に関する意見・情報交換の場づくりを支援します。
- ③ 世代や属性を超えて交流する場づくり、地域の支え合い等に係る担い手の確保・育成、地域課題の解決に取り組むボランティア団体等を支援します。

- (2) 相談支援体制の充実・強化

様々な課題を抱える地域住民等の生活課題解決に向けて、社協や行政、社会福祉法人、民生委員・児童委員等の関係機関との連携による伴走型支援が行えるよう、市町村社協をはじめとする相談支援体制の整備や担い手育成を図り、地域における包括的な支援体制の充実・強化を図ります。

- ① 地域の生活課題解決のために多様な組織・関係者等による連携・協働を推進する担い手を育成します。
- ② 生活福祉資金貸付事業における相談支援体制の充実・強化に向けて、市町村社協と連携を図りながら整備を進めます。
- ③ 生活福祉資金貸付事業、生活困窮者自立支援事業に関わる社協職員の専門性を高める研修を実施します。
- ④ 市町村社協及び自立相談支援機関等との意見・情報交換の場づくりを推進します。

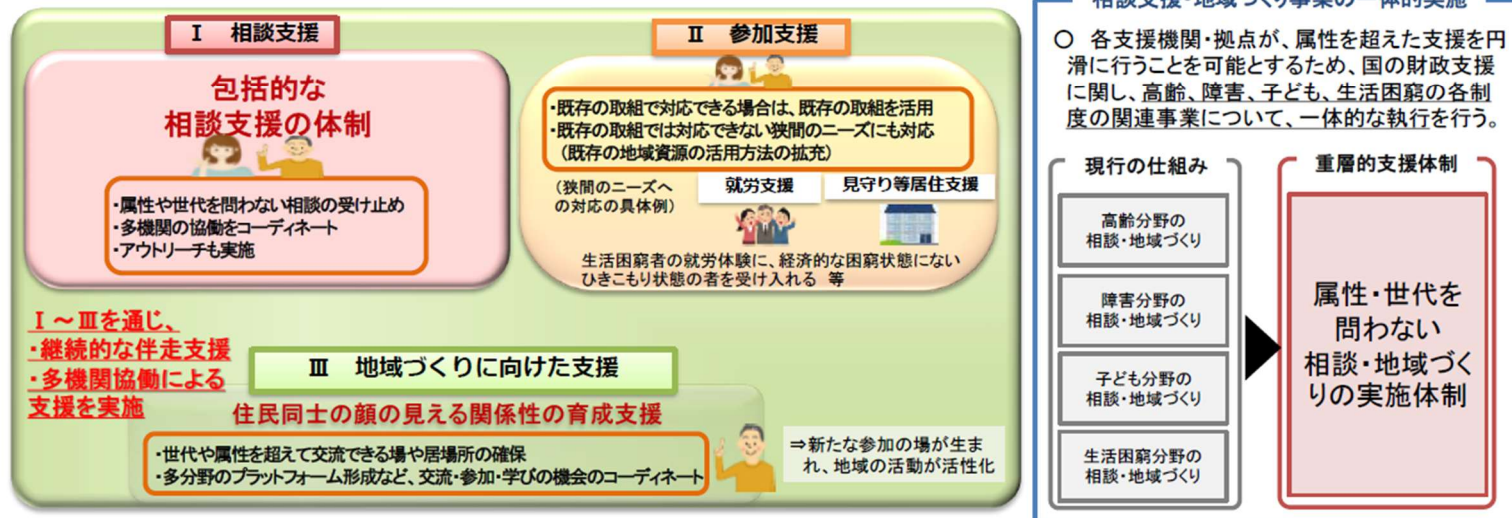
重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)について

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では狭間のニーズへの対応などに課題がある。
(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- このため、市町村において属性を問わない包括的な支援体制を構築できるよう、令和3年度から重層的支援体制整備事業を実施。

事業概要

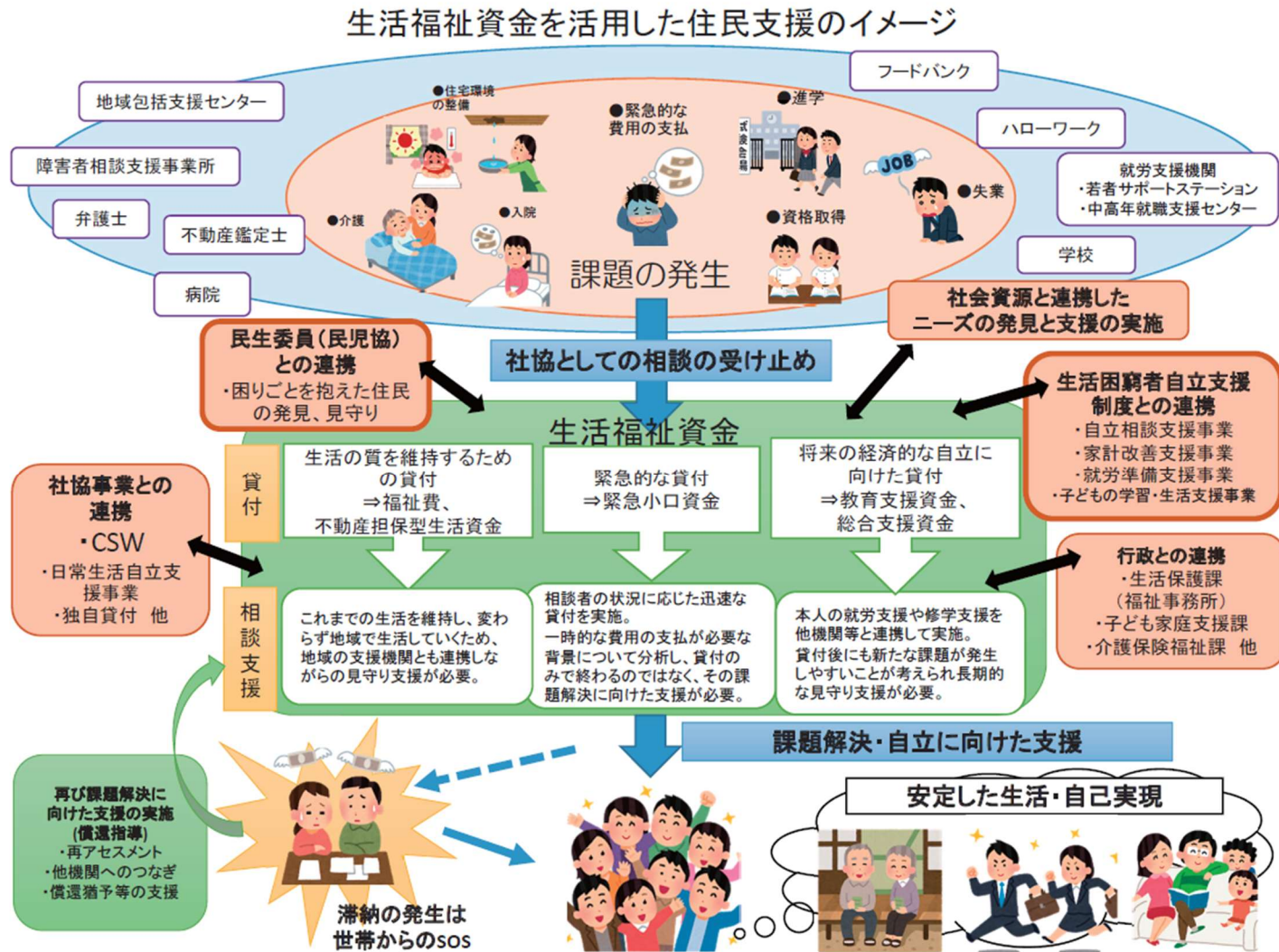
- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施**。
- 希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須。
- 市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**。
- 実施自治体数・・・令和3年度 42市町村、令和4年度 134市町村、令和5年度 189市町村、令和6年度 346市町村(予定)

重層的支援体制整備事業の全体像



出典：「包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業の課題と今後の方向性について」(R6.11.26地域共生社会の在り方検討会議(第6回)資料2)

参考2 生活福祉資金を活用した住民支援のイメージ



出典：「これからの生活福祉資金貸付事業のあり方に関する検討委員会報告書」(H31.3全社協「これからの生活福祉資金貸付事業のあり方に関する検討委員会」)

重点取組3 権利擁護の推進

1 現状と課題

日常生活自立支援事業は、財源が限られている中で十分な実施体制を構築できず、認知症高齢者等判断能力が不十分な方への支援ニーズが高まる一方で、近年の利用者数は横ばい傾向になっています。[図1]

また、人口構造及び世帯構成が変化し、家族のつながりや地縁が希薄化する中、頼れる身寄りがいない高齢者等への支援が社会的な課題となっているため、国は日常生活自立支援事業を拡充・発展させる方向性を示しており、今後これらにも対処する体制づくりが求められます。

成年後見制度の利用促進に向けては、高齢化の進展等を背景に利用ニーズの増大が見込まれる中、適時適切に制度利用できる環境整備が求められており、令和7年5月現在、利用促進基本計画は22市町村で策定 [図2]、中核機関も22市町村で整備 [図3]、協議会は19市町村で整備されています。

一方、人口規模の小さい市町村を中心に、計画の未策定や中核機関・協議会の未整備のところもあり、また、中核機関が整備されている市町村であっても、その機能の全てを備えている市町村は少なく [図4]、県内あまねく成年後見制度にアクセスしやすい環境には至っていない現状があります。

※令和4年3月に閣議決定した「第二期成年後見制度利用促進基本計画」において示されたKPI（重要業績評価指標）では、令和6年度末までに全市町村で利用促進基本計画の策定及び中核機関の整備を目標設定している。

2 目標（再掲）

- (1) 日常生活自立支援事業の普及促進
- (2) 成年後見制度の普及促進

3 目標達成に向けて重点的に取り組む項目

- (1) 日常生活自立支援事業の普及促進

日常生活自立支援事業の普及促進を図るため、推進体制の整備や広報啓発活動等に取り組みます。

- ① 適切な推進体制の整備を目指すため、新潟県や関係団体と連携しながら財源確保に努めます。
- ② 事業の正しい理解と利用促進につなげるため、福祉施設、地域包括支援センター、基幹相談支援センター等に対する広報啓発活動の充実を図ります。
- ③ 専門員の専門性の向上を図るため、体系的・効果的に研修を実施します。
- ④ 頼れる身寄りがいない高齢者等に対し、日常的な金銭管理や福祉サービス利用援助、入院・入所の手続き支援や死後事務支援等の提供を行う新たな事業に取り組むため、情報収集・共有を図り、市町村社協と連携しながら体制づくりを進めます。

- (2) 成年後見制度の普及促進

成年後見制度の普及促進を図るため、中核機関の体制整備支援及び機能強化支援に取り組みます。

- ① 市町村において中核機関及び協議会の整備が主体的・積極的に行われるよう、成年後見制度利用促進体制整備支援等アドバイザー派遣事業等を通じて必要な体制整備支援を行います。

- ② 中核機関の機能強化に向けては、受任者調整を含む権利擁護支援チームの形成支援や、後見人からの相談対応やバックアップを含む権利擁護支援チームの自立支援に各市町村において取り組んでいけるよう、各種会議や研修会等を通じて必要な情報を提供するなどの支援を行います。

図1 県内の日常生活自立支援事業利用者数の年次推移

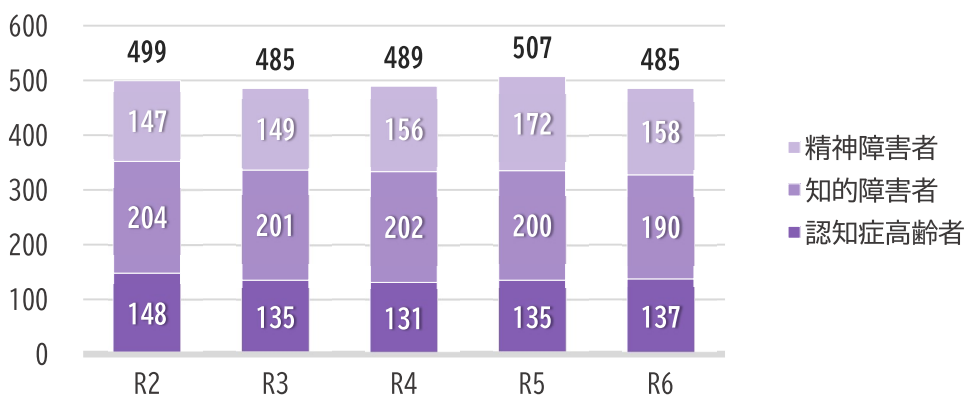


図2 県内の市町村計画策定状況（令和7年5月1日現在）

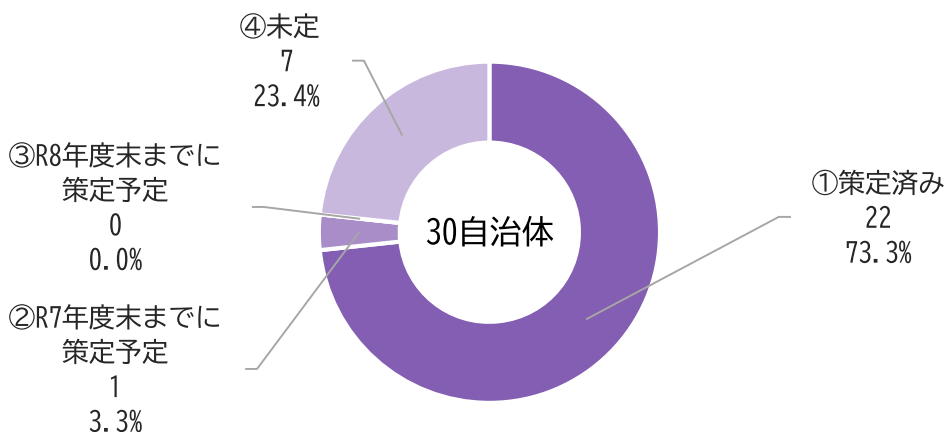


図3 県内の中核機関整備状況（令和7年5月1日現在）

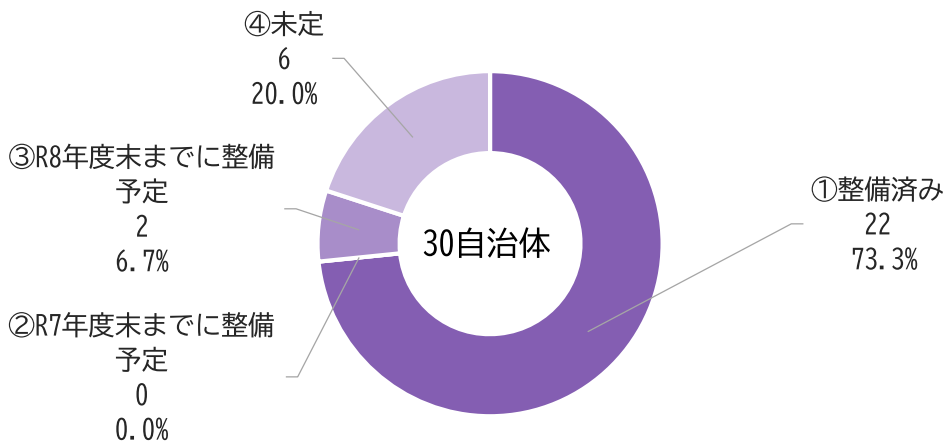


図4 県内の中核機関における支援機能の状況

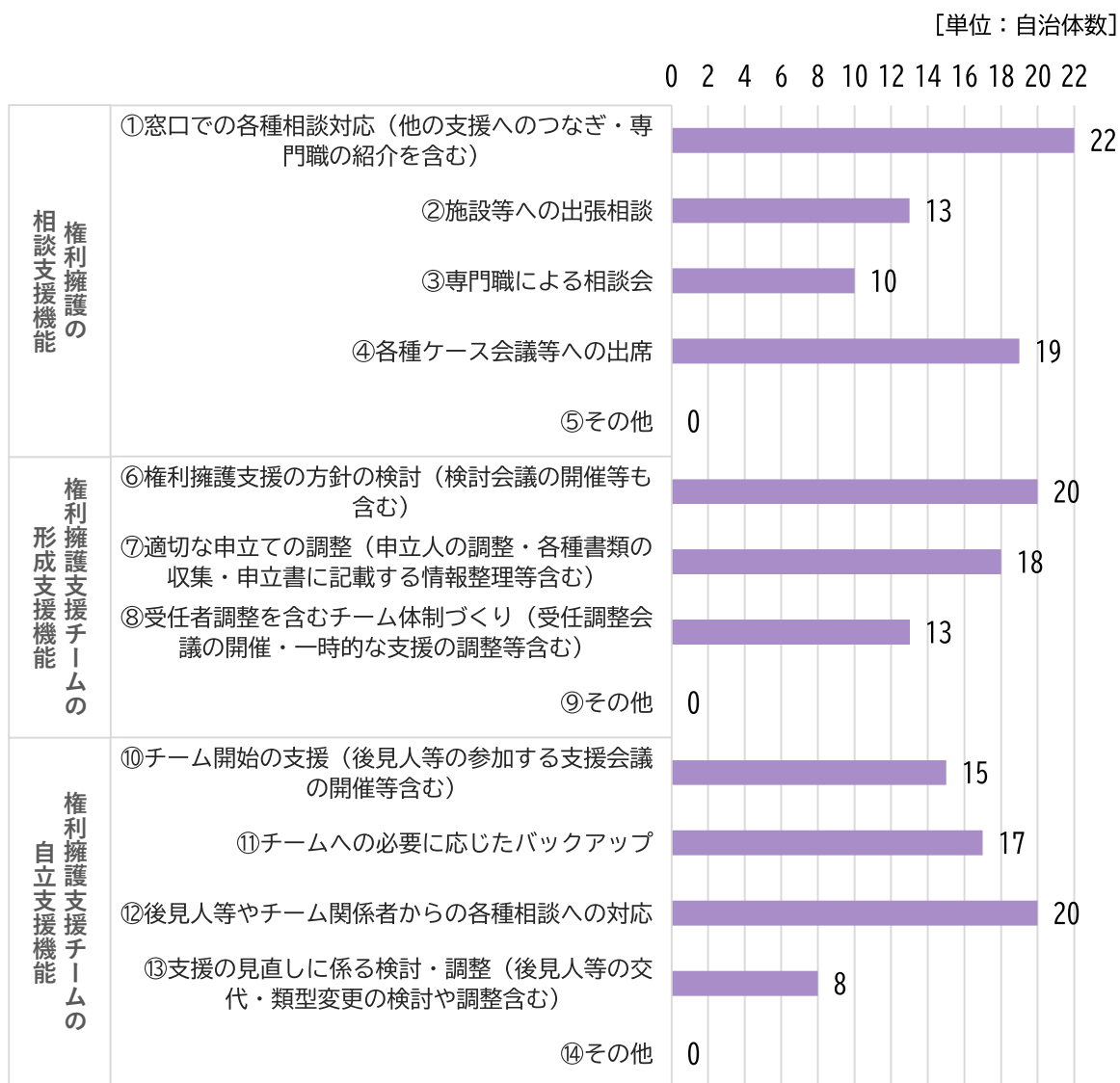


図2～図4 出典：「令和7年度成年後見制度に関する実態調査結果報告書」（新潟県社協）

重点取組4 福祉人材の確保・育成・定着に向けた取組の推進

1 現状と課題

全国的に少子高齢化の進行と人口減少等に伴い、高齢、障害、児童など様々な分野の福祉サービスのニーズは今後さらに多様化・複雑化すると見込まれています。

福祉人材の中で大きな割合を占める介護人材についてみると、第9期新潟県高齢者保健福祉計画では、年間約320人ずつ介護人材を増やす必要があるとされています〔図1〕。

また、介護労働安定センターが介護労働分野の事業主に対して実施した「令和6年度介護労働実態調査」の結果から、県内の施設・事業所の約6割が従業員不足を感じていることが明らかになりました〔図2〕。

こうした中で、本会の新潟県福祉人材センター（以下「センター」）*のマッチングによる採用（就職）数は、新型コロナウイルスの収束後に減少傾向が見られ、福祉人材の確保にさらに寄与するため、センターの周知やキャリア支援専門員のスキルアップ等が課題となっています。

一方、全国的には介護職員の離職率は低下傾向にあるものの、施設・事業所別ではバラツキが見られるなど、福祉人材の定着が依然として大きな課題となっています。本県の介護職員の離職率は約10%と全国よりやや低いものの、慢性的な人材不足の中、人材確保のみならず、育成・定着においても少なからず人的・物的資源を投入せざるを得ない施設・事業所も見受けられます。

キャリアアップに対応した研修体系の構築や、職員の資質向上を図る研修の充実により、施設・事業所単体では難しい人材育成を支援し、職員の定着に寄与する取り組みが求められています。

*新潟県福祉人材センター

新潟県の指定及び委託により設置し、福祉の仕事に特化した無料職業紹介事業を実施している。

2 目標（再掲）

- (1) 福祉人材の確保・就労の促進と働きやすい職場づくりへの支援
- (2) 福祉人材の育成と資質向上の推進

3 目標達成に向けて重点的に取り組む項目

- (1) 福祉人材の確保・就労の促進と働きやすい職場づくりへの支援

福祉人材の確保・就労の促進と働きやすい職場づくりへの支援を図るため、センター業務の目的・役割を明確化し関係機関との連携を一層強めるなど、センターの体制強化及び機能充実に取り組みます。

- ① 様々な広報ツールや媒体を利用して求人施設や求職者に寄り添った支援を行うなどの強みを前面に出し、センターの周知を図ります。
- ② マッチングなどセンター業務の中核を担うキャリア支援専門員のスキルアップを図るなどにより、センター業務の目的・役割を明確に打ち出します。
- ③ 関係機関との連携を一層強めるために、ハローワークとの連携会議や巡回相談をはじめ、様々な方策を講じて採用人数増や求職相談件数増等につながる取り組みを推進します。

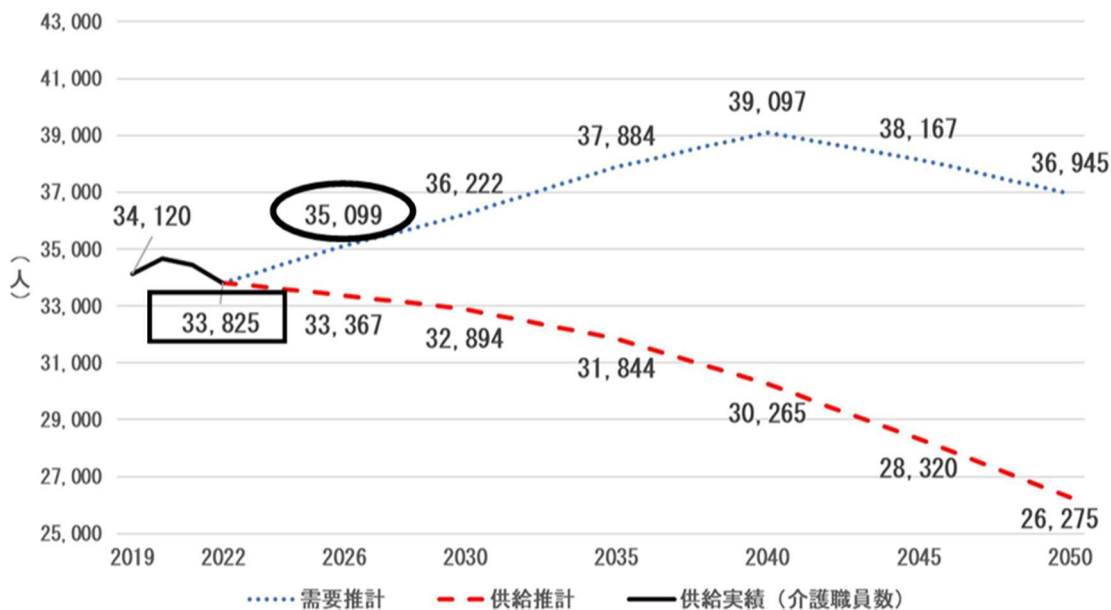
- (2) 福祉人材の育成と資質向上の推進

福祉人材の育成と資質向上の推進を図るため、研修プログラムの開発、実施及

び評価を行うほか、研修システムの利便性向上に取り組みます。

- ① 社会情勢や各階層・分野に応じた研修を実施するため、研修受講者や福祉事業所を対象にしたアンケート調査を通じて、研修プログラムを評価し改善に努めます。
- ② 研修プログラムの利用促進と利便性向上を図るため、本会が運営する研修センター受講申込WEBシステムの改修を行います。

図1 新潟県の介護職員の需給推計（常勤換算）



出典：第9期新潟県高齢者保健福祉計画（新潟県）

図2 県内の介護事業所における従業員の過不足状況

区分	当該職種のある介護事業所		①大いに不足		②不足		③やや不足		④適当		⑤過剰		不足感 (①+②+③)	
	新潟県	全国	新潟県	全国	新潟県	全国	新潟県	全国	新潟県	全国	新潟県	全国	新潟県	全国
全体で見えた場合	142	7,512	6.3	10.0	18.3	21.2	33.8	34.0	39.4	34.3	2.1	0.5	58.4	65.2
訪問介護職員	38	2,726	23.7	29.8	21.1	28.3	34.2	25.3	21.1	16.0	0.0	0.6	79.0	83.4
介護職員	108	5,185	12.0	13.5	26.9	23.0	25.0	32.6	33.3	29.8	2.8	1.1	63.9	69.1
サービス提供責任者	37	2,783	8.1	6.3	8.1	10.1	13.5	14.5	70.3	68.0	0.0	1.1	29.7	30.9
生活相談員	73	3,191	4.1	2.2	5.5	7.1	12.3	15.6	76.7	74.2	1.4	0.8	21.9	24.9
看護職員	92	4,354	5.4	6.0	12.0	12.3	25.0	25.9	55.4	53.9	2.2	2.0	42.4	44.2
PT・OT・ST等	43	2,044	4.7	2.9	2.3	8.1	18.6	20.3	74.4	67.2	0.0	1.5	25.6	31.3
介護支援専門員	77	3,520	3.9	5.4	9.1	10.4	16.9	18.7	68.8	64.7	1.3	0.7	29.9	34.5

「令和6年度事業所における介護労働実態調査結果報告書」（介護労働安定センター）をもとに本会作成

参考1 「福祉人材センター機能の充実・強化のための活動指針」の概要

「福祉人材センター機能の充実・強化のための活動指針」の概要

目的 ○ 福祉人材センターは、創設以来四半世紀の間、福祉人材の確保・育成・定着に向けた総合的な取り組みを進めてきたが、福祉人材の恒常的な不足というこの難局において、**新たな決意をもって福祉人材確保に取り組んでいく必要がある。**

○ 「福祉人材センター機能の充実・強化のための活動指針」を策定し、福祉人材確保に関わる課題と方向性を**全国の福祉人材センターが共有し、機能の充実・強化に向けて取り組むこととする。**

○ 具体的な取り組みにあたっては、**地域の実情を踏まえて課題と目標を設定する。**この取り組みを通じて、**多様な関係者との連携・協働**による福祉人材確保対策の推進し、**福祉人材センターの認知度や実績の更なる向上をめざす。**

期間 ○ 令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの10年間（中間年等に見直しを行う。）

3つの方向性 ～社協らしさと強みの発揮～

社協らしさとセンターの強みの発揮	関係者の連携・協働による取組の強化	市町村域等での取組の強化
<ul style="list-style-type: none"> ■ 社会福祉協議会のネットワークを基盤に、さらなる関係者の参画を要請し、活動実践をめざす ■ 社会福祉協議会全体で総合的に福祉人材確保に取り組む視点を持つ ■ 地域福祉の観点から、地域共生社会を支える多様な人材の確保・養成に取り組む ■ 課題を抱えた一人ひとりに寄り添う 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 福祉人材確保を目的としたプラットフォームを設置し、情報共有・協議、具体的協働事業に取り組む ■ ハローワークとの相互協力関係を一層強化し、求人・求職者情報の共有やイベントの共催などによりセンターの認知度向上に取り組む ■ 教育関係者との連携による学童・生徒、保護者への啓発や魅力発信に取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 介護保険事業（支援）計画において「人材の確保・資質の向上」が記載され、計画的な推進が図られている中、市町村域等の圏域を意識した事業に取り組む ■ 市町村域等での事業展開においては、市町村や市町村社協との連携を強化し、社協のネットワークを活かした事業展開に取り組む

福祉人材センターにおける5つの主要課題

すそ野拡大	福祉施設・事業所に対する支援	マッチング	魅力発信	連携促進
<p>すそ野拡大 すすよひろがたにむけたた多彩たなあぷろーち</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 多様な人材の参入促進 <ul style="list-style-type: none"> ・多様な人材に届く新たなアプローチや働きかけの工夫 ・「介護に関する入門的研修」等の開催と情報提供の強化 ◆ ハローワーク等との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ・効果的な連携策の工夫、専門相談を実施するハローワークとの連携 ◆ 学生への周知と活用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・キャリアセンター等との関係づくり ・福祉現場からのリアルで魅力的な情報の発信 ◆ 就職氷河期世代への働きかけ <ul style="list-style-type: none"> ・雇用拡大やマッチングに向けた支援の充実 ◆ 潜在有資格者の呼び戻し <ul style="list-style-type: none"> ・専門職団体等の関係団体や研修機関等との連携による届出登録の促進 ◆ 情報発信の工夫 <ul style="list-style-type: none"> ・年齢や性別等の属性を考慮した情報ツール等、多様な手法を工夫 	<p>事業者支援 福祉施設・事業所に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 魅力発信や求人活動への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・種別協議会等と連携し、事業者を支援することが必要 ◆ 多様な働き方への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・多様な人材が参入可能な柔軟な働き方ができる求人や組織体制づくりのため、研修部門や種別協議会等との連携の下、事業者への働きかけが重要 ◆ 積極的な事業所訪問 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者との信頼関係を構築するため、積極的な事業所訪問が重要 ・労務管理等の専門的支援には、社協事業や労働安定センター等と連携し、相談支援体制の構築・強化 ◆ 種別協議会等との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ・種別協議会等の広報誌、大会・研修会等での人材センター活用に向けた積極的な広報活動 ・種別協議会等と連携し、事業者の求人活動や労働環境改善を推進 	<p>マッチング きめこまかなマッチングの強化と定着促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 丁寧なニーズ把握と調整 <ul style="list-style-type: none"> ・「顔の見える関係」をつくり、求職・求人票で見えてこないニーズ等を丁寧に引き出すことが重要 ◆ 定着促進の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者とともに、入職後の支援に積極的に取り組むことが必要 ◆ 相談支援機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・基金等の活用によるキャリア支援専門員の安定的・継続的な配置の促進 ・ブロック別研修会の開催等によるキャリア支援専門員等の資質向上 ◆ 専門的な支援を要する求職者への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・地域若者サポートステーションとの連携による専門的な相談支援の実施 ・生活困窮者自立支援制度、日常生活自立支援事業等の活用や専門機関との連携による支援の実施 	<p>魅力発信 魅力発信と将来的な福祉人材の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 子ども、保護者等への啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会、自治体、学校、福祉教育所管部門と連携した、福祉教育や福祉体験の積極的な取り組み ・保護者、教員等、周囲の大人達に対する福祉の仕事の周知・啓発 ・教員に対する介護に関する入門的研修の受講促進や、教員免許取得希望者の介護等体験の充実 ◆ 当事者からの魅力発信 <ul style="list-style-type: none"> ・当事者から福祉の仕事の魅力をいきいきと伝えられるよう、効果的な発信を工夫 ・SNSやVRなど多様な媒体を活用し、幅広い世代に向けた発信方法を工夫 ◆ 教育関係者との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会等との連携強化による教育現場での理解促進 ・公民館等を活用した身近な地域での福祉・介護に関する周知・啓発 	<p>連携促進 関係者の連携促進と取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ プラットフォームづくり <ul style="list-style-type: none"> ・福祉関係者のみならず、教育関係、経済団体、自治会やPTA等、分野を超えた幅広い関係者が集い、多様な企画や手法について創意工夫することが必要 ・プラットフォームは実効性のある協議の場とし、具体的な協働事業に取り組む ◆ 協働事業の展開 <ul style="list-style-type: none"> ・業界として対応が求められるテーマを設定し、それぞれの組織の強みを活かした協働事業を推進 ・県域を超える広域での取組、市町村域・日常生活圏域での取組など、様々な圏域における事業展開



出典：「福祉人材センター機能の充実・強化のための活動指針（概要）」（全社協 中央福祉人材センター）

第3章 策定の経過

1 活動指針策定検討会議の開催

本指針の策定に向けて、各部署による協議の結果を踏まえ、管理職で構成する活動指針策定検討会議を開催し、素案を取りまとめました。

	開催	検討内容
第1回	令和7年6月18日	・次期活動指針策定の進め方 ・次期活動指針策定の基本的考え方、方向性の検討
第2回	令和7年7月22日	・基本理念実現に向けた事業体系の検討 ・現状と課題の抽出
第3回	令和7年8月29日	・重点取組テーマの検討 ・重点取組テーマの「目標」、「目標達成に向けて取り組む項目」の検討
第4回	令和7年12月22日	・重点取組テーマの「目標」、「目標達成に向けて取り組む項目」の検討 ・現行活動指針の成果と課題の確認
第5回	令和8年1月19日	・現行活動指針の成果と課題の確認 ・次期活動指針素案のとりまとめ

2 総合企画部会の協議・検討

令和8年2月16日に開催した総合企画部会において、第9次活動指針の策定に関する協議・検討が行われ、「社会福祉法人新潟県社会福祉協議会第9次活動指針案」を取りまとめました。

▽総合企画部会委員名簿（順不同・敬称略）

No,	役職名	選出区分	氏名	所属・役職名
1	部会長	福祉関係	加茂 辰也	日本赤十字社新潟県支部事務局長
2	副部会長	学識経験者	松山 茂樹	新潟医療福祉大学名誉教授
3	委員	学識経験者	李 在櫨	新潟青陵大学教授
4	委員	福祉関係	野口 正博	社会福祉法人長岡市社会福祉協議会会長
5	委員	福祉関係	及川 紀久雄	社会福祉法人新潟いのちの電話理事長
6	委員	福祉関係	大井 秀行	公益社団法人新潟県介護福祉士会会長
7	委員	福祉関係	皆川 栄子	一般社団法人新潟県手をつなぐ育成会理事長
8	委員	福祉関係	桑野 文樹	新潟県保育連盟常任理事
9	委員	報道関係	原 崇	株式会社新潟日報社論説編集委員
10	委員	行政	山田 奈麻美	新潟県福祉保健部福祉保健総務課課長

委員任期：令和6年12月20日から令和8年12月19日

3 理事会の審議・承認並びに評議員会への報告

令和7年度第4回理事会（令和8年3月16日）で審議・承認され、第2回評議員会（令和8年3月26日）への報告を経て本指針を策定しました。

活動指針1 地域共生社会実現に向けた基盤構築の推進

<事業のねらい>

- 1 地域共生社会実現に向けた地域福祉活動の取り組み推進を図るため、市町村社協が抱える諸課題の把握及び解決に向けた方策の検討や、その取り組みが円滑かつ効果的に推進できるよう本会において推進体制を整備し、市町村社協支援を進める。
- 2 市町村社協が抱える諸課題への対応に向けて、必要となる仕組みづくりや個別支援に係る事業を実施する。

<実績・成果等>

<p>実績・成果 (事業のねらいに基づき振り返り)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村社協への現況調査を実施し、定量的なデータ収集を行うとともに、各社協への個別訪問を通じて、市町村社協が推進する地域福祉関係事業の取り組み状況や諸課題等を定性的にも把握することに努めた。 また、外部アドバイザーを交えた検討チームを設置して、課題整理や今後の取り組みの方向性をとりまとめた。 2 地域共生社会の実現に向けた関係機関・団体との連携の場づくりに取り組んだ。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市町村社協間で、各社協の地域福祉関係事業の取り組みや課題等の共有を行う機会を設け、さらなる事業展開（好事例の横展開等）に向けた基盤をつくった。 また、特定のテーマ（福祉教育、災害支援、ひきこもり支援）に関連したプラットフォームを設置し、職員間の交流やネットワークづくり、さらには、好事例の収集・共有、情報発信の基盤をつくり、多様な主体との連携を促進した。 <ul style="list-style-type: none"> ・新潟県福祉教育推進会議 ・圏域市町村社協災害ボランティア担当者会議 ・ひきこもり支援をテーマにした市町村社協担当職員による緩やかなネットワーク会議 (2) 市町村社協の実情やニーズを踏まえて、時宜を得たテーマを設定した地域福祉推進セミナーや課題別研修会を実施することで、地域福祉施策についての理解を深め、地域福祉を推進する人材の育成に努めるとともに、支援者間の顔の見える関係性の構築や多機関の連携強化を促進した。
<p>5年間の総合評価</p>	<p>地域福祉の政策化・施策化が進み、社協以外の様々な主体が地域福祉の領域に参入する中、社協は地域福祉を推進する中核的な団体として、自らの役割を果たせるのか、真価が問われている。 こうした状況の中、市町村社協の実態把握や情報共有、相互交流、</p>

職員育成などの側面からアプローチし、市町村社協が地域の中で役割を發揮できるように支援してきた。

一方で、令和7年7月に県が実施した調査*によると、12市町村では、包括的な支援体制の構築をしておらず、体制の整備に向けて具体的な検討も行っていないと回答している。[図1]

こうした結果も踏まえ、引き続き市町村社協の主体性を尊重しながら、市町村社協と県社協がともに考え、それぞれの地域の実情にあった方法や活動で地域共生社会の実現に向けた取り組みを強化・展開していきたい。

*「市町村の包括的な支援体制の整備状況に関する調査（R7.7新潟県福祉保健部福祉保健総務課）」

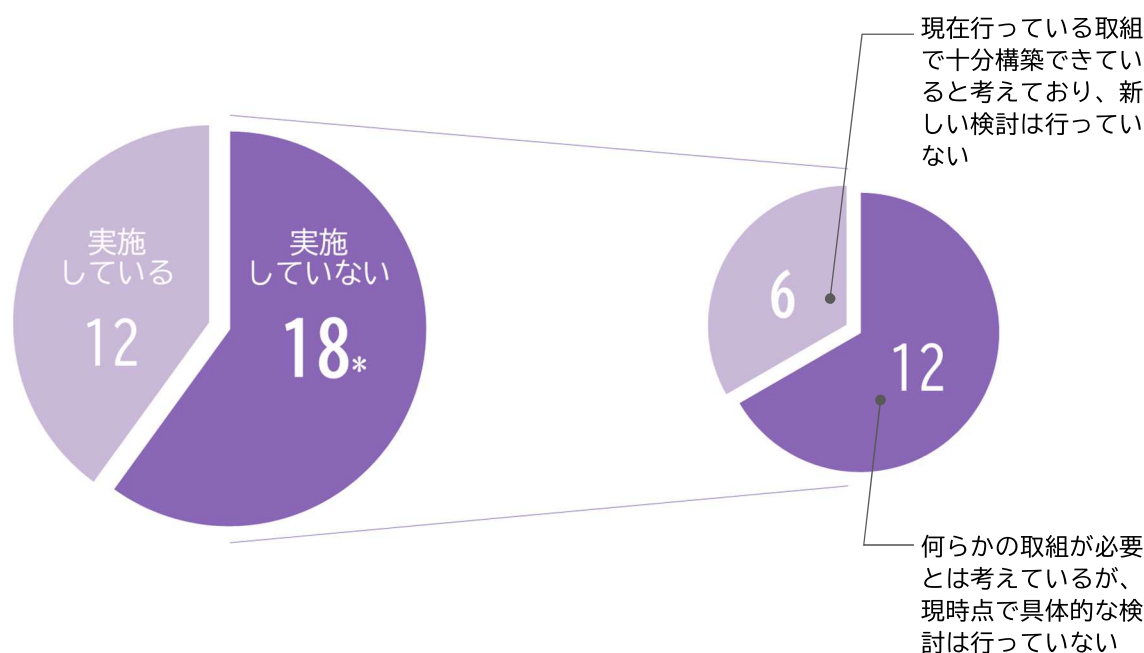
総合企画部会 評価	C	A.達成している / B.概ね達成している / C.まあまあ達成している / D.あまり達成していない / E.達成していない
--------------	---	---

（評価）活動指針に掲げる「事業のねらい」の達成度合いを総合評価している。

図1 県内自治体における包括的な支援体制整備の状況

▼包括的支援体制整備事業の実施状況

▼実施していない18自治体の状況



*重層的支援体制整備事業実施自治体（R8.3月時点）6カ所：新潟市、三条市、柏崎市、村上市、見附市、関川村

「市町村の包括的な支援体制の整備状況に関する調査」（R7.7新潟県福祉保健部福祉保健総務課）をもとに本会作成

<事業のねらい>

- 1 「暮らし」を支える幅広い知識やスキルを身につけ、各専門的な支援機関等と連携・協働して住民を支援できる能力を有する人材を育成していく必要がある。
- 2 各専門的な支援機関や多職種の人々が円滑に連携協働できる広域的なプラットフォームの構築を支援していく必要がある。

<実績・成果等>

<p>実績・成果 (事業のねらいに基づき振り返り)</p>	<p>1 生活困窮者等の自立生活を支えるための生活福祉資金貸付事業は、計画期間中、従来の貸付に加えて「緊急小口資金等の特例貸付（以下「コロナ特例貸付」）*が制度化され、本県においては約1万6千件、43億8千万円を超えるという膨大な規模の貸付が行われた【図1】。</p> <p>また、令和5年1月からコロナ特例貸付の償還が始まったが、住民税非課税等による償還免除は令和6年度末で7千件を超え、生活基盤が脆弱な方が多数存在していることが浮き彫りとなっている【図2】。</p> <p>こうした質量ともに前例を見ない状況に対応するために、本会職員のスキルアップはもとより、市町村社協職員を対象として工夫を凝らした研修会等を実施してきたが、こうした取り組みを通じて、生活困窮者等への支援を行うための相談対応、課題解決、フォローアップといった多面的な能力の向上を図ることができた。</p> <hr/> <p>*緊急小口資金等の特例貸付事業（コロナ特例貸付） 新型コロナウイルスの感染症の影響に伴い、令和2年3月から令和4年9月末までの間、休業や失業等により収入が減少した世帯を対象として行われた貸付事業。</p> <p>2 コロナ特例貸付のフォローアップ支援の開始に伴い、社協と生活困窮者自立支援機関等との連携と支援機能の強化を目的に、それぞれの事業内容や役割の確認と事業推進の状況、個別事例での対応等を含め、情報交換や協議の場を設けるなど、今後の支援機関等の連携・協働のあり方等について検討を行ってきたところであり、包括的・広域的なプラットフォームの構築に向け、着実に支援を行うことができた。</p>
<p>5年間の総合評価</p>	<p>生活福祉資金貸付事業担当職員研修会（生活困窮者自立支援に関わる社協職員等研修）や自立支援機関等との情報交換会のアンケート結果等では、多くの参加者から地域における実践力の向上や研修内容等の理解力の向上等において高い評価をいただいている。</p> <p>こうしたことから、地域における支援関係機関同士の情報交換の場づくりやお互いの役割の確認とともに顔の見える関係づくり等に寄与できたと評価している。</p> <p>今後も引き続き地域住民が住み慣れた地域で自分らしく暮らして</p>

いけるよう、対象者の属性や世代等にかかわらず相談体制の整備や生活課題の解決に向けた地域づくりを進めるための多機関協働による包括的な支援体制の構築を推進していきたい。

総合企画部会 評価	B	A.達成している / B.概ね達成している / C.まあまあ達成している / D.あまり達成していない / E.達成していない
--------------	---	---

(評価) 活動指針に掲げる「事業のねらい」の達成度合いを総合評価している。

図1 県内のコロナ特例貸付件数の年次推移

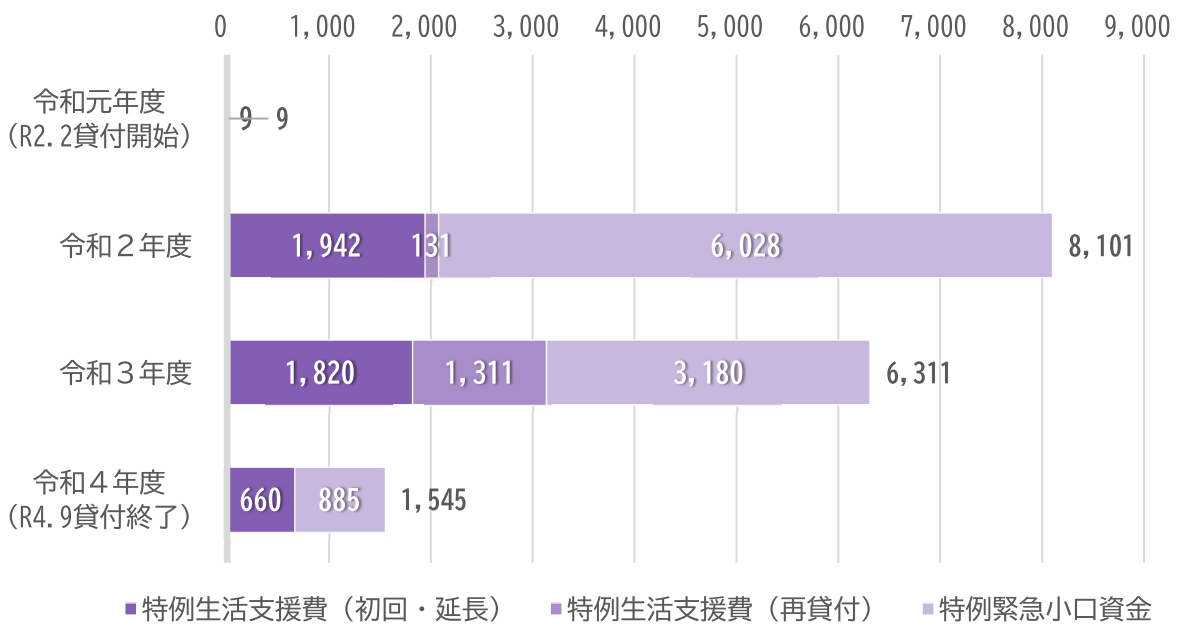
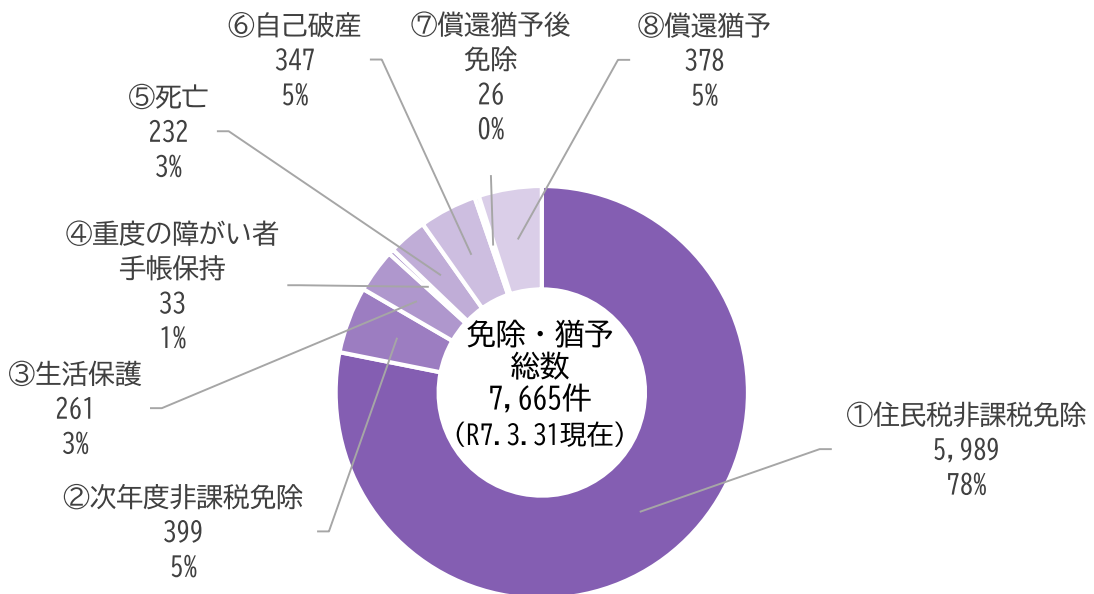


図2 県内のコロナ特例貸付償還免除・猶予要件の割合



<事業のねらい>

- 1 市町村社協における取り組みの現状や抱えている課題、また、県社協に対してどのような取り組みを求めているかを把握することで、より効果的な取り組みの実現を図る。
- 2 市町村社協が、日常生活自立支援事業や法人後見の実績を活かし、成年後見制度利用促進に係る地域連携ネットワーク、中核機関の設置を含む総合的な権利擁護体制の構築・強化の推進を図る。
- 3 日常生活自立支援事業の利用者のうち、判断能力の低下などにより、成年後見制度への移行が必要な人や適切な後見人等の担い手がいない人を支えるため、市町村社協が法人後見に取り組み、社協としての強みを生かした後見活動ができるよう推進を図る。
- 4 市町村社協が行政とのパートナーシップを築きながら体制整備を進められるよう、新潟県とも連携し、市町村における広域的な成年後見制度利用促進体制の整備や地域連携ネットワークの構築・強化の推進を図る。

<実績・成果等>

<p>実績・成果 (事業のねらいに基づく振り返り)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年度～5年度にわたって「地域における権利擁護体制の推進検討委員会」を設置・運営してきたとともに、毎年度、「成年後見制度に関する実態把握調査」を実施してきたことが、本会事業に関する適宜の評価・点検の機会となり、効果的・合理的な事業運営の基盤となった。 2 アドバイザー派遣事業や体制整備に関する各種研修会、意見交換会などを実施してきたことにより、市町村において中核機関の整備及び協議会の設置・運営が進み、各地域の実情に応じた総合的な権利擁護支援体制の構築・強化に寄与した。 3 法人後見訪問検討会や法人後見の推進に係る研修会等を実施してきたことにより、法人後見に取り組む市町村社協が増加するとともに、市町村社協で受任する被後見人等の人数も増え、後見人等の担い手不足の解消に寄与した。 4 成年後見制度担当者研修会や市町村長申立推進研修会等を実施するとともに、権利擁護人材養成モデル事業の実施を通して、市民後見人の養成・活躍支援に向けた取り組みを進めてきたことにより、市町村社協と行政によるパートナーシップのもと、地域の実情・特徴に応じた地域連携ネットワークの構築・強化に寄与した。
<p>5年間の総合評価</p>	<p>令和3年度に「7」であった中核機関整備済み市町村数は、令和7年度には「22」へ増加している【図1】。</p> <p>また、行政による市町村長申立件数は令和3年が「196」であったものが、令和7年は「193」となっており、その件数は依然として高い水準にある【図2】。</p>

さらに、法人後見に取り組む社協数は令和3年5月の「20」から令和7年5月時点で「21」と増加数は僅かだが、令和8年3月には「24」まで増える見込みである〔図3〕。加えて、令和5年度から実施してきた権利擁護人材養成モデル事業により燕市においても市民後見人が誕生するとともに、社協以外の団体による法人後見も年々増加してきている〔図4〕〔図5〕。

このようなことから、成年後見制度をはじめとする権利擁護支援ニーズが高まる一方で、それに対する資源や支援体制も各市町村において着実に整備されてきており、県をはじめとした関係機関と連携・協働して市町村や中核機関を後方支援してきた成果と評価できる。

総合企画部会 評価	A	A.達成している / B.概ね達成している / C.まあまあ達成している / D.あまり達成していない / E.達成していない
--------------	---	---

(評価) 活動指針に掲げる「事業のねらい」の達成度合いを総合評価している。

図1 県内の中核機関整備自治体数の年次推移

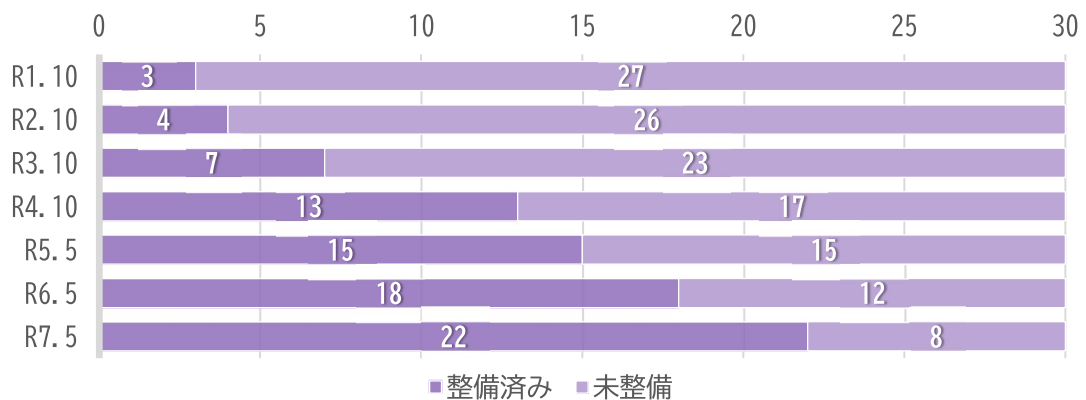


図2 県内の市町村長申立件数の年次推移

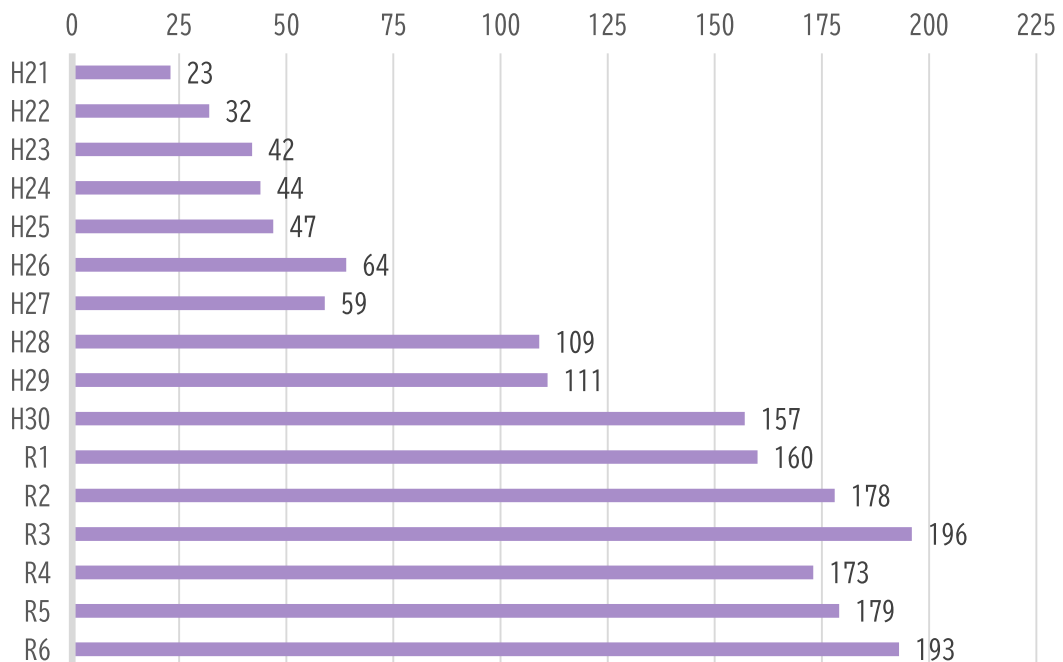


図3 県内の法人後見実施社協数の年次推移

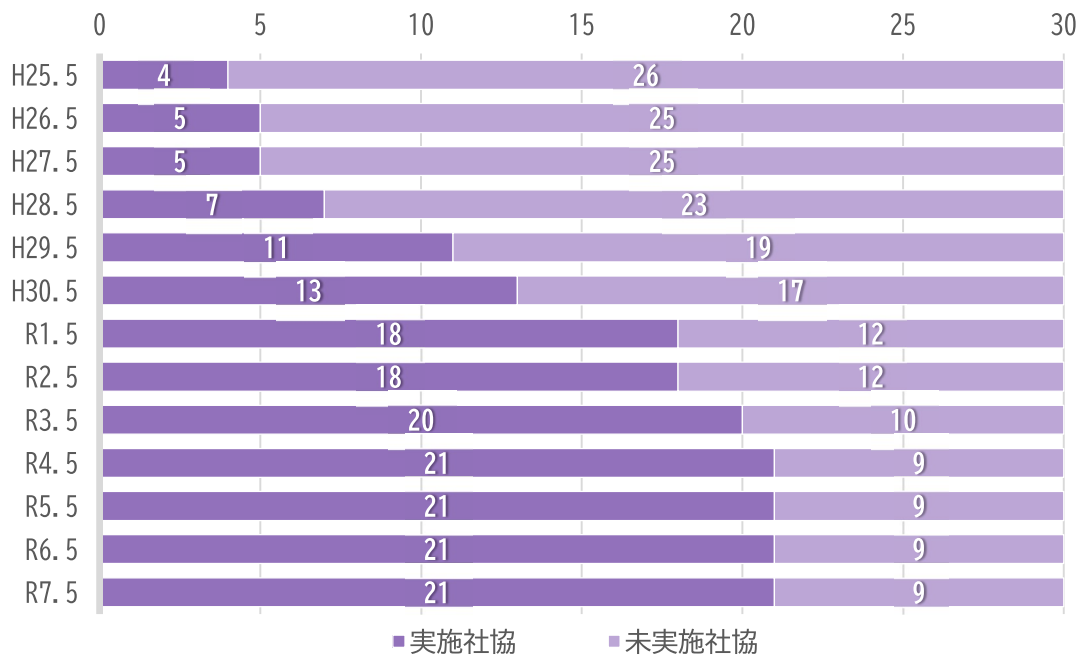


図4 県内の市民後見人等選任状況（令和7年5月1日現在）

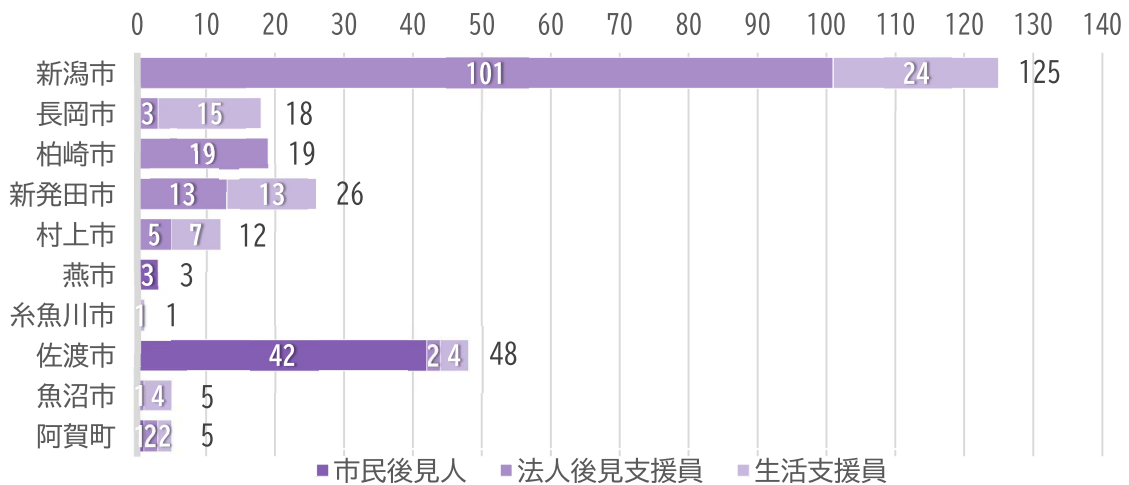


図5 県内の法人後見実施NPO法人等数の年次推移

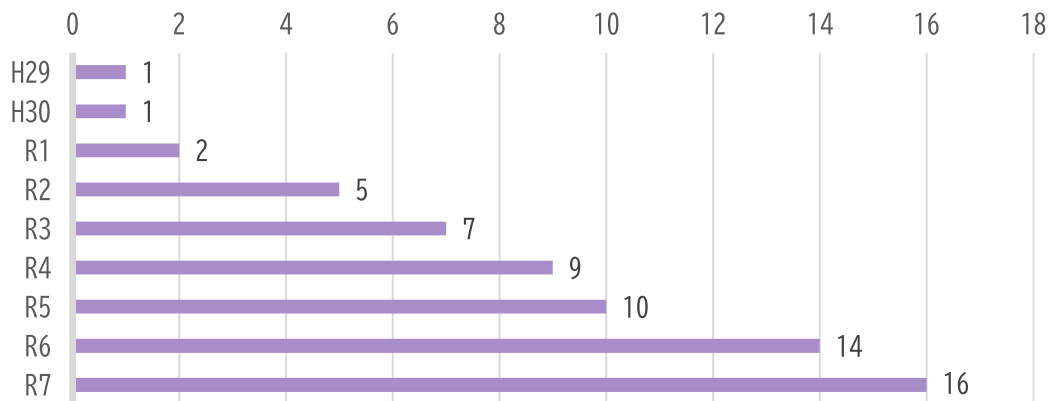


図1～図5 出典：「令和7年度成年後見制度に関する実態調査結果報告書」（新潟県社協）

<事業のねらい>

福祉分野への参入促進を図るため、現場で働く職員や事業所等について学生・子育て中の方・改めて仕事を探している方等、幅広く積極的にPRを行う必要がある。

- 1 福祉の仕事はなにが魅力で、なにが大変なのか等正しい情報発信を行う。
- 2 具体的な施設の状況や仕事内容をイメージできるように、現場からの情報発信を行う。

<実績・成果等>

<p>実績・成果 (事業のねらいに基づく振り返り)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 県民や求職者にとどまらず小学生や高校・大学・専門学生など幅広い層に向けて、福祉施設の仕事内容や魅力を知る機会を創出し、介護施設における職場体験事業や学校実習室などを利用した親子向け介護体験会を通して、福祉・介護のやりがいや魅力の発見、具体的な仕事内容の理解につなげた。とりわけ小学生の親子向けには、福祉分野に対するマイナスイメージの払拭及び子どもが将来的に同分野を志した際の保護者への理解促進に努めた〔図1〕。 また、令和7年度からは高校生や大学・専門学生に向けて介護職場のアルバイトマッチング事業〔図2〕を実施し、学生がアルバイトを通じて福祉の魅力を発見し、将来の職業選択の参考になるよう、属性に即した取り組みを展開した。 2 現場職員へのインタビューや取材、客観的事実に基づくデータなどを用い、福祉の仕事やそこに携わる職員の働き方のリアルを伝えるため、ホームページ、動画等の各種媒体を活用した情報発信やセミナーの実施などに取り組んだ。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 福祉の現場で働く若手職員へのインタビュー動画や法人・施設の紹介動画を作成し、ホームページや動画共有サイトにおいて公開した〔図3〕。 (2) 施設職員へのインタビューや各種労働調査結果を基に、若者や教員に向けた実際の福祉の現場や職場環境の理解促進を図るためのリーフレットを作成し、学校への配付や個別訪問を行った。 (3) 前記「介護施設の職場体験事業」体験者からのアンケート結果を基に、体験者レポートを作成しホームページに公開した。 (4) 福祉の現場で働く県内、県外の職員を講師として招聘し、求職者や学生のほか、資格を保有しているが現在その職に就いていない方などに向けてセミナーを実施した。
<p>5年間の総合評価</p>	<p>世間一般では福祉の仕事の実態がよく知られておらず、いわゆる“3K”（キツイ、汚い、給料が安い）などのマイナスイメージを持たれている。 この現状を踏まえ、訪問活動や体験会のみならず新潟県福祉人材</p>

センターのホームページやブログ、LINEなど、様々な媒体や手段を用い、県民や大学生だけでなく幅広い世代や保護者、教員など様々な層を対象として各種情報を発信し、福祉の仕事の内容や魅力、働き方等の周知及び理解促進に向けた取り組みを行った。

なお、これら取り組みの多くはデジタル資産として残るため、引き続き積極的かつ実効ある活用法を探っていく必要がある。

総合企画部会 評価	B	A.達成している / B.概ね達成している / C.まあまあ達成している / D.あまり達成していない / E.達成していない
--------------	---	---

(評価) 活動指針に掲げる「事業のねらい」の達成度合いを総合評価している。

図1 親子向け介護体験会保護者へのアンケート結果

Q. お子さんに福祉分野への就職・進学を勧めたいと思いますか。

	令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	人数 (人)	割合 (%)	肯定的な 意見の割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	肯定的な 意見の割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	肯定的な 意見の割合 (%)
① 勧めたい	2	10	100	1	5	95	3	9	97
② 子どもが希望すれば進めても良い	18	90		18	90		31	88	
③ あまり勧めたくない	0	0		0	0		1	3	
④ 無回答	0	0		1	5		0	0	
合計	20	100		20	100		35	100	

図2 介護職場のアルバイトマッチング事業

新潟県福祉人材センターはあなたの就活をサポート!

新潟県福祉人材センター
The Niigata Welfare Human Resources Center

学生の方へ 事業所の方へ

学生の 新潟県の介護職
アルバイトマッチング

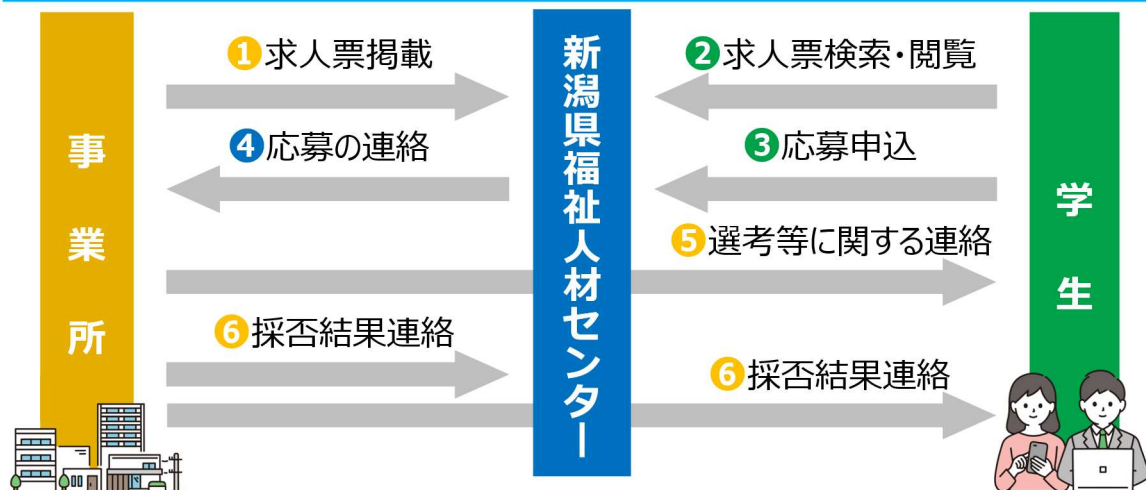


WEBサイト2次元コード

学生の介護職場 アルバイトマッチング事業

新潟県福祉人材センターはあなたの就活をサポート!

新潟県福祉人材センター
The Niigata Welfare Human Resources Center



▽令和7年度実績（12月末時点）

- ・求人登録数 39件
- ・学生応募数 14件（採用8人、選考中5人、不採用1人）

図3 福祉の現場で働く若手職員インタビュー動画



新潟県福祉人材センター

YouTube チャンネル 福祉の職場より 「あなたも出来る！福祉の仕事」



YouTube 2次元コード

「第8次活動指針」取組項目別評価一覧表

区分	取組項目	総合企画 部会評価
活動指針 1	地域共生社会実現に向けた基盤構築の推進	C
活動指針 2	自立生活を支えるための包括的な総合相談・生活支援体制づくりの推進	B
活動指針 3	地域における権利擁護体制の推進	A
活動指針 4	福祉職の魅力についての啓発活動の推進	B
▶第8次活動指針 総合評価		B

総合企画部会 評価	A.達成している / B.概ね達成している / C.まあまあ達成している / D.あまり達成していない / E.達成していない
--------------	---

(評価) 活動指針に掲げる「事業のねらい」の達成度合いを総合評価している。

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会
第9次活動指針 [令和8年度－令和12年度]

発行 令和8年3月
発行者 社会福祉法人新潟県社会福祉協議会

〒950-8575 新潟県新潟市中央区上所2丁目2番2号
Tel 025-281-5584 Fax 025-281-5528
HP <https://www.fukushiniigata.or.jp/>

